

## 第6回地域密着型サービス運営部会議事要旨

日 時 平成26年11月27日（木）午前10時00分

場 所 豊明市役所 政策審議室

### 1 あいさつ

### 2 議題及び議事概要

議題1：第6期における地域密着型サービスの整備方針（案）について

事務局より説明後、各委員より質問を受ける。

資料①に基づき、事務局より第6期中の整備方針及び計画について説明がなされた。

特に質疑、疑義はなく、方針案が承認された。

本日承認された整備方針については、次回高齢者福祉計画・介護保険計画策定委員会で部会長より報告することとする。

なお、新たに6期中に整備するグループホーム1ユニットについては、平成26年度中に公募の予定ですすめる。

出席委員4名 欠席委員1名  
傍聴者2名

問合せ先 豊明市役所 高齢者福祉課 介護保険係 電話 0562-92-1261

## 第6期における地域密着型サービスの整備方針（案）

## ＜中・長期的な基本方針＞

- ① 長期的に大規模施設から在宅生活を支えるサービスへ重点をシフトしていく。
- ② 在宅生活を後方支援する観点から居住系、施設系サービスを一定量確保する。
- ③ 住み慣れた地域で、地域との連携を図りながら、多様なサービスを組み合わせることで在宅生活を支える基盤を構築していく観点から、日常生活圏域ごとバランスよく必要なサービスを整備していく。

## 1 サービス種別ごとの方針について

第6期計画では、可能な限り要介護者が住みなれた地域で生活できるよう、その地域での生活を24時間体制で支えるため、日常生活圏域内に必要なサービス基盤の整備を行います。

今後増加が見込まれる認知症高齢者や要介護者等への対応、第4、5期計画において整備したサービスの強化、並びに平成29年度の必要利用定員数の目標値等を鑑み、利用者数及び整備量を見込み直し、下記のサービスについて整備をすすめます。

また、今後は、地域包括ケアシステムの構築をすすめるため、それぞれの生活圏域において、地域との連携を図りながら必要なサービスを整備していくという観点から、日常生活圏域においてバランスを加味しながら整備をすすめていきます。

## (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護高齢者の在宅療養を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期的な短時間の巡回と随時のコールによる対応で、食事、排せつ等の介助を行うサービスです。

第6期計画では、「地域包括ケア」の仕組みを支える重要なサービスと位置付け、5期中に整備した1事業所について、関係者及び住民への周知を図り、積極的な活用をすすめます。

	第5期	第6期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
新規整備数		—	—	—
事業所数	1	1	1	1

(2) 小規模多機能型居宅介護（介護予防）

通いを中心に、利用者の選択に応じて、訪問や短期間の宿泊を組み合わせたサービスを提供するものです。第6期では、定員数が利用見込人数を超えているため、新たな整備を行わず、定期巡回と同様、要介護者の在宅での生活を支える要となるサービスとして、既存事業所の積極的な強化、活用を図ります。

	第5期	第6期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
新規整備数		—	—	—
事業所数	1	1	1	1

(3) 認知症対応型共同生活介護（介護予防）

認知症高齢者が、グループホームにおいて、スタッフの介護を受けながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を提供するサービスです。今後増加が見込まれる認知症高齢者に対応するため、第6期計画では、1ユニット（1ユニット：定員5人以上9人以下）を整備します。

	第5期	第6期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
新規整備数	(公募)	1	—	—
事業所数(ユニット)	4	5	5	5

(4) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、介護や機能訓練などが受けられます。第6期中は、近隣に大規模老人保健施設が開所予定であり、施設系サービスの充実が図られていることから、新たな施設整備は行わないものとします。

	第5期	第6期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
新規整備数		—	—	—
事業所数	1	1	1	1

## 2 小規模通所介護事業所の地域密着型サービスへの移行について－地域密着型通所介護（介護予防）

今回の改正法では、小規模な通所介護事業（利用定員18人以下の予定）については、少人数で生活圏域に密着したサービスであることを踏まえ、地域との連携や運営の透明性の確保、また、市町村が地域包括ケアシステムの構築を図る観点から、整合性あるサービス基盤の整備を行う必要があるため、地域密着型サービスに位置付けられることとなりました。移行の時期は、平成28年4月施行で、運営基準等の条例整備は施行から1年の猶予があり、平成29年3月31日までとなっています。

現利用者が、継続的にサービスを受けられることができるよう配慮をしつつ、円滑な移行をすすめていきます。また、新規指定については、圏域内のバランスを加味しつつ、計画的に整備をすすめます。

日常生活圏域	第5期末現在	新規指定	第6期末（計画）
北部	5	未定	5（予定）
南部	4	未定	4（予定）
合計	9		9（予定）